

平成24年1月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ワ)第17222号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年12月1日

判 決

[Redacted]

原 告

[Redacted]

[Redacted]

原 告

[Redacted]

上記兩名訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

五 反 章 裕

東京都八王子市本町2番5号

被 告

株 式 会 社 テ ク ノ

同代表者代表取締役

佐 藤 [Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告

佐 藤 [Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告

森 田 [Redacted]

住居所不明

(就業場所 東京都八王子市本町2番5号 株式会社テクノ)

被 告

小 原 [Redacted]

[Redacted]

被 告

田 中 [Redacted]

埼玉県 [Redacted]

被 告

中 村 [Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告

岩 淵 [Redacted]

東京都

被 告 國 塩

主 文

- 1 被告株式会社テクノは、原告 に対し、1082万2586円及びこれに対する平成23年3月24日から支払済みまで年1割の割合による金員を支払え。
- 2 被告佐藤、被告森田、被告小原、被告田中、被告中村及び被告岩淵は、原告 に対し、連帯して1193万6662円及びこれに対する被告佐藤及び被告小原においては平成23年7月5日から、被告森田においては同年6月8日から、被告田中においては同年7月29日から、被告中村においては同月30日から、被告岩淵においては同月24日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告株式会社テクノは、原告 に対し、476万3879円及びこれに対する平成23年3月24日から支払済みまで年1割の割合による金員を支払え。
- 4 被告佐藤、被告森田、被告小原及び被告國塩は、原告 に対し、連帯して526万4150円及びこれに対する被告佐藤及び被告小原においては平成23年7月5日から、被告森田においては同年6月8日から、被告國塩においては同年10月16日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 6 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告株式会社テクノ（以下「被告会社」という。）の従業員であった被告田中、被告中村、被告岩渕（以上、原告■■■■関係）及び被告國塩（原告■■■■関係）による「証拠金差金決済（CFD）取引」の勧誘及びその証拠金名下の金銭交付要求に応じて金銭を交付したところ、被告会社に対しては、この件について和解契約を締結しているとして、同契約に基づき、和解金残金及びこれに対する最終弁済日の翌日である平成23年3月24日から支払済みまで約定の年1割の割合による遅延損害金の支払を求め、被告会社の代表取締役である被告佐藤、取締役である被告森田及び被告小原に対しては、代表取締役ないし取締役としての義務に反して違法な商法を行ったとして民法709条、719条1項又は会社法429条1項に基づき、上記被告会社の従業員であった被告らに対しては、金銭を騙取したとして民法709条、719条1項に基づき、それぞれ損害金及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている事案である。

1 前提事実（争いのない事実のほかは、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認める。）

(1) 当事者

ア 原告■■■■は、昭和4年生まれの女性であり、原告■■■■は、昭和10年生まれの女性である（甲20、25）。

イ 被告会社は、「CFD取引」に関する業務等を目的とする株式会社である。

被告佐藤は、平成20年5月30日から現在まで被告会社の代表取締役の地位にある者であり、被告森田及び被告小原は、いずれも上記と同じ期間被告会社の取締役の地位にある者である。

被告田中、被告中村、被告岩渕及び被告國塩は、いずれも平成22年当時被告会社の従業員であった者である。（以上、弁論の全趣旨）

(2) 原告■■■■による金銭の交付

原告■■■■は、平成22年6月初め頃、自宅を訪ねてきた被告田中から、後記「証拠金差金決済（CFD）取引」の勧誘を受け、その証拠金として金員を預けるよう言われ、さらに、その後自宅を訪ねてきた被告田中、被告中村及び被告岩渕から金員の交付を要求されて、同月9日から同年10月8日までの間に、少なくとも1300万円を交付した（甲16ないし21）。

(3) 原告■■■■による金銭の交付

原告■■■■は、平成22年1月中旬頃、自宅に電話を掛けてきた被告國塩から、後記「証拠金差金決済（CFD）取引」の勧誘を受け、また、数日後、被告國塩及び同じく被告会社の従業員であった鈴木常美から自宅の訪問を受けて再度勧誘され、証拠金の交付を求められたことから、同月26日から同年10月20日までの間に、少なくとも700万円を交付した（甲22ないし25）。

(4) 原告らと被告会社との間の取引の内容

原告らが、上記のとおり交付した金員を証拠金として被告会社との間で行った「証拠金差金決済（CFD）取引」（以下「本件取引」という。）とは、顧客が、被告会社に対し、金100トロイオンス（1トロイオンス＝31.1035グラム）を取引単位とする、取引単位当たり50万円の証拠金を支払って、オーストラリアドル等の外貨で金を売買したのと同様の（差金決済を行う）地位を取得し、任意の時点で当該地位と反対の取引をすることによって生ずる観念上の差損益について差金の授受を行う、被告会社との相対取引であり、取引単位当たり2万6250円の手数料が徴求される。そして、差金決済指標となる金の価格は、金現物の実勢価格を参考として被告会社が設定し、また、顧客が売建てをする場合に受け取ることができる金員であるとされる「スワップポイント」も、被告会社が設定する。（以上、甲15の1ないし5、弁論の全趣旨）

(5) 原告■■■と被告会社との間の和解契約の締結

原告■■■は、平成22年12月24日、被告会社との間で要旨以下の内容の和解契約を締結した（甲19）。

ア 被告会社は、原告■■■に対し、両者の間の「CFD取引」に関し、1276万1900円の支払義務があることを認める。

イ 被告会社は、原告■■■に対し、上記取引に関する和解金として957万1428円を平成23年1月から同年6月まで毎月末日限り159万5238円ずつ分割して振り込む方法により支払う。

ウ 被告会社が前項の支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、被告会社は、原告■■■に対し、上記アの金員から既払金（この和解契約締結以降に支払った金額）を控除した金員及びこれに対する期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで年1割の割合による遅延損害金を支払う。

エ 被告会社が遅滞なく上記イの支払を了したときは、原告■■■は、その余の請求権を放棄する。

オ 原告■■■と被告会社との間には、上記のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 原告■■■と被告会社との間の和解契約の締結

原告■■■は、平成22年12月24日、被告会社との間で要旨以下の内容の和解契約を締結した（甲24）。

ア 被告会社は、原告■■■に対し、両者の間の「CFD取引」に関し、570万7600円の支払義務があることを認める。

イ 被告会社は、原告■■■に対し、上記取引に関する和解金として428万0700円を平成23年1月から同年6月まで毎月末日限り71万3450円ずつ分割して振り込む方法により支払う。

ウ 被告会社が前項の支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、被告会社は、原告■■■に対し、上記アの金員から既払金（この和解

契約締結以降に支払った金額)を控除した金員及びこれに対する期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで年1割の割合による遅延損害金を支払う。

エ 被告会社が遅滞なく上記イの支払を了したときは、原告■■■■は、その余の請求権を放棄する。

オ 原告■■■■と被告会社との間には、上記のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 被告会社による支払及び期限の利益の喪失

被告会社は、平成23年1月31日、原告■■■■に対して159万5238円、原告■■■■に対して71万3450円を支払ったが、同年2月分の支払をせず、同年2月28日の経過によって期限の利益を喪失した。

その後、被告会社は、同年3月17日、原告■■■■に対して20万円、原告■■■■に対して10万円を、同月23日、原告■■■■に対して30万円、原告■■■■に対して20万円を、それぞれ支払った(弁論の全趣旨)。

2 争点

本件取引の違法性の有無、被告会社を除く被告らの責任、及び原告らの損害の額

(原告らの主張)

(1) 本件取引の違法性

本件取引は、被告会社が提示する金の価格及び為替相場を差金決済指標とする差金決済取引であり、このような「私設」「海外」「現物まがい」「証拠金」取引である私的差金決済取引は、賭博として刑事罰をもって禁止される行為を、あたかも何らかの真つ当な金融商品取引であるかのような外観を生じさせて、高率の手数料を徴求し、一方的に証拠金を徴求し、差損益計算に大きな影響を及ぼす差金決済指標である金の価格を一方的に業者において決定することとして、業として図利目的で常習的に行われるものであり、そのようなものであると聞かされれば通常人であればこれを行うとはおよそ考

えられないものであるから、本件の商法は、「いかさま賭博」、「詐欺賭博」とでもいうほかないものである。これをあたかも何らかの真つ当な金融商品取引であるかのように誤信させて利益相反状況その他の顧客に不利益な事情をことごとく秘したまま一般消費者を勧誘してこれを行わせ、証拠金等名下に金銭の交付を受ける行為は、不法行為を構成させるに十分な違法性を有するものである。

また、本件取引は相対取引であるから、顧客と業者の利害は決定的に対立するものであり、被告会社は、「あなたが利益を出せば、私の会社は損をする。あなたが損を出せば、私の会社は利益を出す。」という取引であることを、原告らに対して十分に理解させるような説明を行うべき注意義務があった。しかし、このような説明をされてこれを理解した者が取引をするとはおよそ考え難い。本件取引に関する基本書面群を見てもこの点に十分な注意が向けられるような記載には全くなっていない。

仮に、本件取引が適法に存在する余地があったとしても、その仕組み及びリスクの態様からして、上記のとおり原告らの属性に照らして、本件取引を勧誘し、取引を開始させ、継続させることは、適合性原則に著しく違反するものである。

(2) 被告会社を除く被告らの責任

被告田中、被告中村、被告岩渕及び被告國塩は、被告会社の従業員として、上記のとおり違法な商法に藉口して金銭を交付させた者であるから、原告らに対して不法行為責任を負う（民法709条）。

また、被告会社を除く被告らは、金融商品取引に藉口して業として金銭を騙取するための会社の運営に幹部構成員として積極的、主体的に関与し、被害者に対する接触について随時意思の連絡を行ってこもごも共謀し、高齢者を主たるターゲットとする不招請勧誘を端緒とした違法な商法を行った者らであり、共同不法行為責任を負う（民法709条、719条1項）。

さらに、被告佐藤は、被告会社の代表取締役として被告会社の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な商法を行った者であり、被告森田及び被告小原は、代表取締役の業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な本件商法を行うがままにした者であるから、いずれも会社法429条1項に基づく責任を負う。

(3) 原告らの損害の額

未返還証拠金相当損害金の額は、原告■■■■■について1276万1900円であり、原告■■■■■について570万7600円である。

そして、本件において高齢の被害者である原告らが被害回復のために弁護士に委任する必要があったことは明らかであり、弁護士費用の全部が本件不法行為等と相当因果関係のある損害であるが、うち上記の交付金額の約1割である原告■■■■■について127万円、原告■■■■■について57万円を、それぞれ請求することとする。

これらの合計から、損害の填補として被告会社から支払われた金額を控除すると、原告■■■■■について1193万6662円、原告■■■■■について526万4150円となる。

(被告らの主張)

原告らの主張は争う。

第3 争点に対する判断

- 1 前記前提事実によれば、本件取引は、原告らと被告会社が相対で、自力では影響を及ぼすことができない対象商品の相場での値段や為替レートの変動という偶然の事情によって利益の得喪を争うものであり、賭博行為というべきものであって、公序良俗に反する違法なものというべきである（なお、被告國塩は、被告会社においては申し込まれた取引と同じ内容の取引を別個に取引先金融機関に対して行うことにより顧客との利益相反状態を回避している

旨主張するが、かかる事実を認めるに足りる証拠はない。)

そして、このような違法な取引を勧誘し、原告らに金員を交付させた被告田中、被告中村、被告岩渕及び被告國塩は、不法行為責任を免れず、また、かかる取引を業とする被告会社の運営に関与し、あるいはこれを是正することをしなかった被告佐藤、被告森田及び被告小原も、同様に不法行為責任を免れることができない。この点、被告田中、被告中村、被告岩渕及び被告國塩は、本件取引が違法なものであるとは考えていなかった旨主張するが、前記前提事実並びに証拠（甲15の1ないし5）及び弁論の全趣旨によれば、上記被告らは、本件取引がいかなる取引であるかを十分に認識していたものと認められるのであって、仮に上記被告らが本件取引についての違法性の評価を誤っていたとしても、そのことをもって責任を免れることができるものではない。

2 次に、原告らの損害についてみるに、前記前提事実によれば、原告らが被った実損の金額は原告ら主張のとおりであり、また、本件の事案の内容等に鑑みると、被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の金額も、原告ら主張のとおり認めるのが相当である。

3 以上によれば、原告の被告会社を除く被告らに対する請求は理由がある。

また、前記前提事実によれば、原告の被告会社に対する請求も理由がある。

東京地方裁判所民事第26部

裁判官 鈴木 進 介

これは正本である。

平成24年 / 月 18日

東京地方裁判所民事第26部

裁判所書記官 合 田 智 史

